

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2348号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断しています。

1 答申の件名

「生活保護課における「住居」の支援はどこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2348号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2348	平成31年3月28日	平成31年4月8日	令和元年6月21日	令和元年7月18日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2348	「生活保護課における「住居」の支援はどこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当</p> <p>（当該開示請求に係る行政文書は取得・作成しておらず、保有していないため。）</p>	該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2348	<p>《健康福祉局生活福祉部生活支援課の所掌事務について》</p> <p>健康福祉局生活福祉部生活支援課（以下「生活支援課」という。）の所掌事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）によれば、生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関する事、寿地区対策に関する事、生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）等とされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、「生活保護課における「住居」の支援は、どこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」である。</p> <p>イ 横浜市には、生活保護課という名称の課は存在せず、生活支援課が生活保護等に係る事務を所掌しているため、審査請求人は本件開示請求において生活支援課の保有する文書を求めているものと解される。</p> <p>ウ 弁明書の記載から、実施機関は、審査請求人が求めている住居の支援とは、住宅あつせん、提供、契約代行や資金貸付等のことを示していると判断し、生活支援課では当該事務は行っていないため、本件審査請求文書は、取得又は作成しておらず、保有していないとして非開示としたものと考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を上記《本件審査請求文書について》ウのとおり解釈し特定しているが、本件審査請求書の記載内容を見ると、審査請求人は、住宅あつせん、提供、契約代行や資金貸付等に係る事務のみではなく、生活保護制度の住宅扶助のように住宅費等を給付する事務に係る文書についても開示を求めているものと解される。</p> <p>この点について当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 生活支援課で主に取り扱っている事務は、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度であり、どちらの制度も業務内容は「給付」と「支援」の二つに大別される。</p> <p>生活保護制度における「給付」としては、生活扶助や住宅扶助などを支給する業務があり、「支援」としては、担当ケースワーカーが定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等を聞き、生活保護受給者の家族状況や希望に沿った支援の方針を立てて、就労、教育、健康等の支援をしていく業務がある。</p> <p>生活困窮者自立支援制度における「給付」としては、住居確保給付金という住宅費を支給する業務があり、「支援」としては、ハローワークとの一体的な就職支援、家計の立て直しのアドバイスなど支援員が寄り添いながら自立に向けた支援を行っている業務がある。</p> <p>上記のとおり、どちらの制度においても、「支援」に係る業務は行っているが、その中には、住居の「支援」に係る業務は含まれていない。</p> <p>(イ) 本件開示請求書の記載内容から、審査請求人が求めている文書は、住居の「支援」に係る文書であると判断し、住居の「支援」に係る業務は行っていないため当該文書を保有していないとして非開示とした。住居費等の「給付」に係る文書は、本件開示請求の対象と考えていない。</p> <p>(ウ) 今までの経験上、「給付」に係る文書を求めているのであれば、「どのような場合に引っ越し費用が出るか」、「家賃がいくらまで支給されるか」といった金銭的な内容の表現が記載されることが多いが、本件開示請求書の記載からはそのような内容は読み取れなかったため、「給付」に係る文書を求めているとは考えなかった。</p> <p>(エ) なお、審査請求人は審査請求書等において、自営業者か否かで支援内容が異なるこ</p>

答申 番号	判断の要旨
2348	<p>とはおかしい旨の主張をしていると解されるが、住宅扶助の支給額は、本人の収入や資産の状況により決定するものであり、自営業者であるか否かは支援内容に影響しない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 上記《本件審査請求文書の特定について》ア(ア)の「給付」と「支援」の区別は、実施機関の内部では通用するものかもしれないが、一般的には、生活保護所管課における住居の「支援」といえば、住宅扶助や住居確保給付金など実施機関のいうところの「給付」に係る業務も含まれると考えるのが自然であり、審査請求人も本件開示請求書において「給付」と「支援」を区別し、「支援」に係る業務の文書のみを求めているとは考えにくい。</p> <p>よって、本件開示請求の「住居」の支援における支援には、実施機関のいうところの「給付」に係る業務と「支援」に係る業務のどちらも含まれるものと解すべきである。</p> <p>(イ) また、審査請求人は、「・・・住居」の支援は、どこまでできるのかを示した文書・・・」を求めているが、この「どこまでできるのかを示した文書」とは、要件及び内容を示した文書と解するのが相当である。</p> <p>(ウ) したがって、実施機関は、住居の支援（「給付」を含む。以下同じ。）の要件及び内容を示した文書を本件審査請求文書として特定すべきである。</p> <p>(エ) 以上を踏まえ生活支援課の所掌事務をみると、住宅扶助は、生活保護法第14条に基づき、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代、補修費等住宅維持費を給付する制度であり、また、住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法第6条に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給する制度であるため、住宅扶助及び住居確保給付金の支給要件及び支給内容を示した文書は本件審査請求文書として特定すべきである。</p> <p>さらに、生活支援課では、寿地区対策として、横浜市自立生活安定化事業を実施している。当該事業では、横浜市の18区の福祉保健センターが保護する被保護者で、横浜市の簡易宿泊所を利用しており、民間賃貸住宅等への転居に同意する者に対し、賃貸物件の情報収集・照会、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整等の転居支援を行っており、当該事業は、そもそも実施機関のいうところの住居の「支援」に係る業務に該当するものと考えられるため、横浜市自立生活安定化事業の支援の要件及び内容を示した文書は当然に本件審査請求文書として特定すべきである。</p> <p>(オ) 以上のことから、実施機関は、少なくとも住宅扶助、住居確保給付金及び横浜市自立生活安定化事業を含む、住居の支援に該当する事務に係る支援の要件及び内容を示した文書を特定すべきである。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/s_hinsakai/toshinR2.html

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定

により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881